

第7章 その他

- 7.1 特例的環境影響評価書案に係る事業者の考え方を作成した者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 7.2 特例的環境影響評価書案に係る事業者の考え方を作成するに当たって参考とした資料の目録

第7章 その他

7.1 特例的環境影響評価書案に係る事業者の考え方を作成した者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

■事業者の考え方の作成者

名 称：東京都

代表者の氏名：東京都知事 小池 百合子

事務所の所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

名 称：首都高速道路株式会社

代表者の氏名：宮田 年耕

事務所の所在地：東京都千代田区霞が関一丁目 4 番 1 号

■業務受託者

名 称：株式会社 建設技術研究所

代表者の氏名：代表取締役社長 中村 哲己

事務所の所在地：東京都中央区日本橋浜町三丁目 21 番 1 号

7.2 特例的環境影響評価書案に係る事業者の考え方を作成するに当たって参考とした資料の目録

- ・ 東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）
- ・ 東京都環境影響評価条例施行規則（昭和 56 年東京都規則第 134 号）
- ・ 東京都環境影響評価技術指針（平成 26 年東京都告示第 915 号）
- ・ 東京都景観計画（平成 30 年 8 月改定 東京都）
- ・ 低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成 9 年 7 月 31 日建設省告示第 1536 号）
- ・ 第 3 回首都高日本橋地下化検討会 資料 1（平成 30 年 7 月 18 日）

令和元年7月発行

登録番号 (31) 5

特例的環境影響評価書案に係る事業者の考え方
—首都高速都心環状線の地下化（神田橋 JCT～江戸橋 JCT）—

編集・発行 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課

電話 03 (5388) 3294

東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

首都高速道路株式会社日本橋区間更新事業推進室計画調整課

電話 03 (3539) 9535

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認（平 24 関公第 269 号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2500）を使用（31 都市基交第 223 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）31 都市基街都第 20 号、令和元年 5 月 7 日

植物由来の油を含有した
インキを使用しています。

リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

R70
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

